

第24号 2006年 12月 18日

天地有機

会員向情報誌 編集・発行

特定非営利活動法人

日本有機農業生産団体中央会

東京都千代田区外神田6-15-11

電話 03-5812-8055

1、特別栽培農産物のガイドラインの改正案が公表

改正案の大きなポイントは、2つです。

- ①有機農産物の日本農林規格別表2に認められている農薬については、化学合成農薬であってもカウントの対象からはずす。
- ②化学合成農薬や化学合成肥料の使用の詳細を表示するセット表示については、ホームページで確認できれば店頭での表示は任意とする。

詳細については農水省ホームページの「ガイドラインの一部改正についての意見の募集」

(<http://www.maff.go.jp/www/public/public.html>) をご覧ください。(改正案の概要は本誌14ページ)

2、「有機農業推進法」が成立しました

「有機農業推進法」が12月8日衆議院本会議で全会一致で可決、成立しました。

同法は、有機農業の自然循環機能や環境負荷の低減機能、安全で良質な農産物を求める需要に応える力を評価し、基本理念で農業者が容易に有機農業に従事できるようにすること、その他の者も生産、販売、流通に取り組むことができるようにすること、消費者が有機農産物を容易に入手できるようにすることを定めています。

この理念に基づき、国と自治体には有機農業の支援や技術開発の促進を求め、農水省には基本方針の策定を義務付けているほか、都道府県には基本計画の策定努力などを求めています。

農水省は、年明けにも食料・農業・農村政策審議会を開き検討を開始、技術開発や普及対策などをまとめ、来春にも基本方針を策定したいとのことです。

公示

下記要項により日本有機農業生産団体中央会の2007年 年次総会を開催します。

理事長 齋藤 修

記

有機中央会 2007年 年次総会

2007年 1月26日(金) 午後6時30分より

会場：東京・日本青年館

内容：2006年の活動報告及び

2007年の活動方針

2006年の決算報告及び役員改選

会員各位のご出席を宜しくお願い致します。

＝本号2ページ以降の目次＝

3. 有機農産物・有機加工食品
のJAS規格改正……P2
4. 生しいたけ品質表示基準
ができました……P7
5. 会員の紹介……P8
* 遠州中央農業協同組合
* 四国化工機株式会社
6. 「農地・水・環境保全対策」
制度の解説……P10
7. 中井委員ヨーロッパにGAPを視察……P13
8. 特別栽培ガイドラインの改正案概要……P14

とうめんの講習会の予定

詳細は、当会ホームページをご覧ください。(http://www.yu-ki.or.jp/)

12 月	26 日－27 日	生産情報公表農産物の生産行程管理者講習会及び特別栽培講習会 (北海道・仁木町)
1 月	11 日－12 日	生産情報公表農産物の生産行程管理者講習会及び特別栽培講習会 (山形県・東根市さくらんぼタントクルセンター)
	26 日－27 日	生産情報公表農産物の生産行程管理者講習会及び特別栽培講習会 (東京・日本青年館)
	30 日－31 日	有機加工食品及び有機加工食品の小分け業者ステップアップ講習会 (東京・千代田パークサイドプラザ)
2 月	3 日	有機農産物生産行程管理者及び有機農産物の小分け業者ステップアップ講習会 (東京)

3、有機農産物・有機加工食品の J A S 規格改正

「有機農産物の日本農林規格」「有機加工食品の日本農林規格」が改正され、2006 年 11 月 26 日に施行されました。これまで、規格が 2 回大きく改正されました。以下が 2000 年に施行されたものを比較し、日本農林規格を要約した内容です。

<有機農産物の日本農林規格の要約>

1、有機農産物の生産の原則（第 2 条）

- ① 化学的に合成された肥料や農薬の使用を避けること。
- ② 土壌の性質に由来する農地の生産力の発揮させること（きのこ類の生産では農林産物に由来する生産力を含む）。
- ③ 環境への負荷を低減する栽培管理方法を採用したほ場で生産すること。
- ④ 採取場（自生している農産物を採取する場所）では、生態系の維持に支障を生じさせないように採取すること。

2、有機農産物の日本農林規格に関する用語の定義（第 3 条） 用語の定義は改正により追加

「有機農産物」

- ・・・有機農産物の日本農林規格第 4 条の基準に従い生産された農産物（但し、飲食料品に限る）。

「使用禁止資材」

- ・・・別表 1 を除く肥料及び土壌改良資材、別表 2 を除く農薬、土壌・植物に施されるその他の資材（天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものを除く）。

「組換え DNA 技術」

- ・・・酵素等を用いた切断及び再結合の操作により、DNA をつなぎ合わせた組換え DNA 分子を作製し、それを生細胞に移入し、増殖させる技術。

3、有機農産物の生産方法の基準（第 4 条）

（ は改正により新規に追加、または新設された項目、基準です）

事項	基準	
ほ場又は 採取場	ほ場	① 周辺から使用禁止資材が飛来・流入しないように措置すること。 ② 多年生の農産物は最初の収穫前 3 年以上の間、それ以外の農産物はは種又は植付け前 2 年以上の間、日本農林規格の有機農産物第 4 条の基準に従い生産されていること。
	採取場	① 周辺から使用禁止資材が飛来・流入しない一定の区域であること。 ② 農産物採取前 3 年以上の間、使用禁止資材を使用していないこと。
ほ場に使用する種子、苗等又は種菌 *注 1	① 有機農産物由来の種子・苗等・種菌であること。 ② ①の種子・苗等・種菌の入手が困難な場合は、使用禁止資材を使用することなく生産されたものであること。それでも入手が困難な場合は、種子（種子繁殖する品種）、入手可能な最も若齢な苗等（栄養繁殖する品種）、天然物質や化学的処理が行われていない天然物質に由来する培養資材を使用して生産された種菌であること。 ③ 組換え DNA 技術を用いて生産されたものでないこと。	
ほ場等における肥培管理	① 当該ほ場で生産された農産物の残さに由来するたい肥を施用すること。 当該ほ場、その周辺に生息している生物や生育する生物の機能を活用した方法をとること。この方法で生産力の維持増進が困難な場合は、有機農産物の日本農林規格別表 1 にある肥料・土壌改良資材（製造工程で化学的に合成された物質が添加されていないもの、原材料の生産段階で組換え DNA 技術が用いられていないもの *注 2 ）に限り使用することができる。 ② きのこ類の生産に用いる資材については、次の 1)～3)に掲げる基準に適合していること。（ただし、たい肥栽培きのこの生産で、これらの資材の入手が困難な場合は、有機農産物の日本農林規格別表 1 の肥料・土壌改良資材に限り使用可能） 1) 樹木に由来する資材以外については、使用禁止資材が、過去 3 年以上、周辺から飛来・流入せず、使用されてもいない一定の区域で伐採され、伐採後に化学物質で処理されていないもの 2) 樹木に由来する資材以外の資材については、以下に掲げるものに限る。 ア) 有機農産物 イ) 有機加工食品 ウ) 有機飼料 エ) 有機畜産物の日本農林規格第 4 条に規定する生産基準に従って飼養された家畜・家さんの排せつ物に由来するもの 3) きのこ類を生産する過程で産出される廃ほだ等については、再利用すること。	
ほ場等における有害動植物の防除	耕種的防除、物理的防除、生物的防除、またはこれらを適切に組み合わせた方法のみにより有害動植物の防除を行うこと。ただし、農産物に重大な損害が生ずる危険が急迫している場合は、先に挙げた方法で効果的な防除が困難な時に限り、有機農産物の日本農林規格別表 2 の農薬を使用することができる。	
一般管理	土壌、植物又はきのこ類に使用禁止資材を施さないこと。	
育苗管理	① 育苗の場所には周辺から使用禁止資材が飛来・流入しないように措置すること。	

事項	基準
	② 用土として使用する土壌は以下に掲げるものに限り可能。 ・有機農産物の日本農林規格に掲げられている生産基準に適合するほ場又は採取場の土壌。 ・過去 3 年以上の間、使用禁止資材が、周辺から飛来・流入しておらず*注 3、使用されていない一定の区域で採取された土壌で、採取後も使用されていない土壌であること。 ・有機農産物の日本農林規格の別表 1 に掲げられている肥料・土壌改良資材。 ③ ほ場における肥培管理や有害動植物の防除、一般管理については有機農産物の日本農林規格に掲げられている生産基準に適合すること。
収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理	① 有機農産物の日本農林規格に掲げられている生産基準に適合しない農産物が混入しないように管理を行うこと。 ② 有害動植物の防除や品質の保持改善は、物理的や生物の機能を利用した方法（組換え DNA 技術を用いて生産された生物を利用した方法は除く）によること。ただし、この方法で効果が不十分な場合は、以下の資材に限り使用することが可能。 ・有害動植物の防除目的→有機農産物の日本農林規格別表 2 の農薬、有機加工食品の日本農規格別表 2 の薬剤 ・農産物の品質の保持改善目的→有機農産物別表 3 の調製用等資材 ③ 放射線照射を行わないこと。 ④ この基準に従い生産された農産物が、農薬や洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないように管理を行うこと。

***注 1)**「ほ場」に使用する種子、苗等又は種菌」の基準に適合する種子や苗等の入手が困難な場合は、当分の間、規定にかかわらず、基準に適合している以外の種子や苗等（組換え DNA 技術を用いて生産されたものを除く）の使用が可能。（附則）

***注 2)** 有機農産物の日本農林規格について、「植物及びその残さ由来の資材」「発酵、乾燥又は焼成した食品廃棄物由来の資材」「食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材」「発酵した食品廃棄物由来の資材」について、原材料の生産段階で組換え DNA 技術が用いられていない資材の入手が困難な場合は、当分の間、同項の規定に関わらず、これらの資材に該当する資材以外のものを使用することができる。（附則）

***注 3)**ただしこの告示の公布の日から 3 年間は、「過去 3 年以上の間、周辺」は「周辺」とする。（附則）

4、有機農産物の名称の表示（第 5 条）

① 表示は次に挙げるいずれかによることとする。

- (1) 「有機農産物」
- (2) 「有機栽培農産物」
- (3) 「有機農産物〇〇」又は「〇〇（有機農産物）」
- (4) 「有機栽培農産物〇〇」又は「〇〇（有機栽培農産物）」
- (5) 「有機栽培〇〇」又は「〇〇（有機栽培）」
- (6) 「有機〇〇」又は「〇〇（有機）」
- (7) 「オーガニック〇〇」又は「〇〇（オーガニ



ック)」

（「〇〇」には、当該農産物の一般的な名称を記載すること）

② 転換期間中のほ場で生産されたものは、①のいずれかにより記載する名称の前後に「転換期間中」と記載すること。

④ 採取場で採取された農産物は、①の（１）（３）（６）（７）の例のいずれかにより記載すること。



実ったキウイフルーツ（ジョイファーム小田原）

5、紙マルチ、シーダーテープ、及びキウイフルーツのエチレン使用についての附則

（１）紙マルチ、シーダーテープの使用についての特例

有機農産物の日本農林規格第４条の「一般管理」の規定にかかわらず、①古紙に由来する紙マルチ（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものに限る）、及び②シーダーテープについては、公布の日から３年間は使用することができます。

（２）キウイフルーツの追熟目的に関するエチレンの使用についての特例

有機農産物の日本農林規格の別表３（調整用等資材）にある「エチレン」については、バナナの追熟に使用が認められていますが、附則によりキウイフルーツにも使用が可能となります。

<有機加工食品の日本農林規格の要約>

1、名称の変更

「有機農産物加工食品」から「有機加工食品」に名称が変更になりました。

2、有機加工食品の生産の原則（第２条）

有機加工食品は、物理的又は生物の機能を利用した加工方法を用い、化学的に合成された食品添加物及び薬剤の使用を避け、製造や加工の過程においても原材料である有機農産物及び有機畜産物の特性を保持して生産することが原則です。

3、有機加工食品の日本農林規格に関する用語の定義（第３条）

用語の定義は改正により追加

「有機加工食品」

- ・・・有機加工食品の日本農林規格第４条の基準に従い生産された加工食品であり、その原材料の使用割合が食塩、水及び加工助剤を除いた原材料の重量のうち、非有機原材料と別表１に掲げる食品添加物（加工助剤を除く）の重量の割合が５％以下であるもの。

「有機農産物加工食品」

- ・・・有機加工食品のうち、原材料（食塩、水及び加工助剤を除く）の重量に占める農産物（有機農産物を除く）、畜産物、水産物及びこれらの加工品並びに食品添加物（加工助剤を除く）

の重量の割合が 5 % 以下であるもの。

「有機畜産物加工食品」

- ・・・有機加工食品のうち、原材料（食塩、水及び加工助剤を除く）の重量に占める農産物、畜産物（有機畜産物を除く）、水産物及びこれらの加工品並びに食品添加物（加工助剤を除く）の重量の割合が 5 % 以下であるもの。

「有機農畜産物加工食品」

- ・・・有機加工食品のうち、有機農産物加工食品及び有機畜産物加工食品以外のものをいう。

「転換期間中有機農産物」

- ・・・有機農産物の日本農林規格第 4 条の表ほ場又は採取場の項基準の欄 1 の（2）に規定する転換期間中のほ場において生産された農産物をいう。

4、有機加工食品の生産の方法についての基準（第 4 条）

※ で表示されているところは、改正によって新たに追加・変更された箇所です。

事項	基準
原材料（加工助剤を含む）	使用できる原材料は ① 有機農産物 ② 有機加工食品 ③ 有機畜産物 ④ ①～③以外の農畜産物（ただし、使用割合、配合割合に制限あり） ⑤ 水産物 ⑥ 農畜水産物の加工品 ⑦ 食塩 ⑧ 水 ⑨ 別表 1 の食品添加物（組換え DNA 技術を用いて製造されたものを除く） *④については、原材料として使用した有機農産物及び有機畜産物と同一の種類の農畜産物、放射線照射が行われたものや組換え DNA 技術を用いたものを除く。 *⑥については、有機加工食品、原材料として使用した有機加工食品と同一の種類の加工食品、放射線照射が行われたものや組換え DNA 技術を用いたものを除く。
原材料の使用割合	食塩、水及び加工助剤を除いた原材料の重量のうち、非有機原材料と別表 1 に掲げる食品添加物（加工助剤を除く）の重量の割合が 5 % 以下であること。
製造・加工・包装・保管その他の工程に係る管理 ※「保管」が工程管理基準に新たに追加されました。	① 製造又は加工は、物理的又は生物の機能を利用した方法によること。食品添加物を使用する際は必要最小限度とすること。（但し、組換え DNA 技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く） ② 有機原材料に非有機原材料が混入しないように管理を行うこと。 ③ 有害動植物の防除は、物理的又は生物の機能を利用した方法によること。但し、それだけでは効果が不十分な場合には別表 2 の薬剤（組換え DNA 技術を用いて製造されたものを除く）に限り使用可能。このとき、薬剤が原材料や製品へ混入しないようにすること。 ④ 有害動植物の防除、食品の保存又は衛生の目的での放射線照射を行わないこと。 ⑤ 有機加工食品が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の資材によって汚染されないよう

事項	基準
	に管理を行うこと。

5、有機加工食品の名称の表示及び原材料名の表示についての基準（第5条）

区分	基準
名称の表示	1) ①「有機〇〇」又は「〇〇（有機）」 ②「オーガニック〇〇」又は「〇〇オーガニック」 2) 転換期間中有機農産物又はこれを製造若しくは加工したものを原材料として使用したものには、1の表示の前又は後に「転換期間中」と記載すること。
原材料名の表示	1) 使用した原材料のうち、有機農産物、有機加工食品又は有機畜産物には、それらの一般的な名称に「有機」等の文字を記載すること。 2) 転換期間中有機農産物又はこれを製造若しくは加工したものを原材料として使用したものには、1の表示の前又は後に「転換期間中」と記載すること。

4、生しいたけの品質表示基準ができました

生しいたけを販売する際の品質表示基準ができました。この基準によって名称及び原産地に加え栽培方法を表示することになりました。なお、すでに経過措置は終了し、義務化されています。

名称

その内容を表す一般的な名称を記載すること。

1、原産地

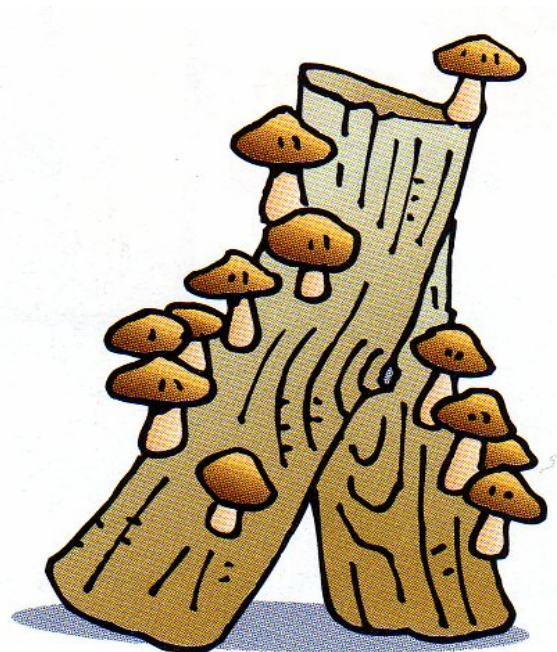
- ① 国産品：都道府県名を記載すること。（市町村名その他一般的に知られている地名を原産地として記載することも可能。）
- ② 輸入品：原産国名を記載すること。（一般に知られている地名を原産地として記載することも可能。）

- * 複数の原産地で同じ種類の農産物を混合している場合：全体量に占める割合が多い順に原産地名を記載すること。
- * 原産地が異なる数種類の農産物を詰め合わせる場合：それぞれの農産物の原産地を併記すること。

2、栽培方法

- ① 原木栽培されたもの：「原木」と記載すること。
- ② 菌床栽培されたもの：「菌床」と記載すること。

- ③ 原木栽培されたものと菌床栽培されたものを混合した場合：含まれる重量の割合の多い順に「原木・菌床」または「菌床・原木」と記載すること。



5、 会員の紹介

会員の紹介〔寄稿〕：遠州中央農業協同組合
営農振興部 茶業課

「有機茶への取り組みで活性化」 有機農産物生産行程管理者 有機農産物加工食品製造業者

J A遠州中央は、静岡県西部、サッカーJリーグ「ジュビロ磐田」のホームタウンで有名な磐田市に本店を置き、3市（袋井市、磐田市、浜松市）1町（森町）の行政区を管内にもち南北約80km、東西20km 遠州灘から長野県境まで至ります。

北部地域は山間部が多く農産物ではお茶の栽培が盛んであり、中部から南部にかけての平野部は米作と施設野菜、レタス、お茶などの生産が代表されます。

■なぜ、有機認証制度に取り組んだか

最近の茶業を取り巻く情勢は、消費全体の低迷、大型量販店の進出による茶専門店の低迷、ドリンクメーカーのペットボトル茶需要拡大などの流通や消費面の構造的変化が生産現場へ色こく影を落とす厳しいものとなっています。また、高齢化や後継者不足など生産背景でも経営形態の変革が迫られています。

そこでJ A遠州中央は、生産技術の見直しと山間地茶業の振興策における優利販売の1つとして、有機認証制度に取り組むことに致しました。

■有機栽培茶の生産行程管理者の認定を受けるまで

J A遠州中央は、有機農産物の生産行程管理者として団体に認定をされました。

認定の取り組みは平成13年1月に有機認証制度説明会を行い、9月に有機栽培茶研究会を発足させ、11月に申請書の提出と書類審査、12月からはほ場審査、そして平成14年1月26日に判定委員会

で認定となりました。

有機栽培茶研究会は10名の生産者で組織されています。この生産者すべてに適合する内部規定の作成と検査の準備をするのには、大変な苦労がありました。

また、J A職員13名も格付け担当者として認定を受け、生産者への支援を行ってきました。

J A遠州中央にはお茶の仕上げ加工部門もあり、併せて有機農産物加工食品製造業についても認定を受け、生産者10名の販売先としてきました。

■今後の有機栽培茶への取り組み

有機栽培茶は有利販売の一つの手段であり、有機栽培茶のほとんどが販売先を確保できています。しかし、有機栽培は気象条件や病害虫の発生状況に左右されます。その上、鳥獣害対策や除草対策、ドリフト対策など多岐にわたるリスクもあり、経営的な負担が大きいものです。その為、儲かるのか儲からないのかという以前に有機栽培に対する強い信念が必要です。また、有機栽培の煩雑な書類の作成や規制などの負担も大きく認証費用の支援があればと願います。

有機栽培茶の需要は安定していますが労力的負担に加え、経営的理由により会員も徐々に減りつつあります。しかし、有機栽培茶研究会は品質と収量のバランス、病害虫と摘採、整枝技術などの技術的管理面、報告書式や内部規定の変更を協議し、栽培技術や情報の交換などを行い、有機にかける同じ思いの人たちの場として活動しております。

最近は表示の偽装が社会問題となっており、「安全なものを買っていても安心して買う事が出来ない」と消費者は感じています。J A遠州中央茶業課では、優利販売の一つの手段として、「安全な茶としてだけでなく安心して買える、安心しておいしく呑めるお茶」の事業展開をこれからも考えていきます。

遠州中央農業協同組合
営農振興部 茶業課
静岡県磐田市見付 3599 - 1
電話 0538-36-7016 FAX0538-36-7109
<http://www.ja-shizuoka.or.jp/enchu/>

会員の紹介〔寄稿〕：四国化工機株式会社
(代表取締役社長 植田滋さん)

**「1日40万丁の安心を
お届けしています」
有機農産物加工食品製造業者**

四国化工機株式会社（以下、四国化工機）は、徳島県（鳴門、阿南）と静岡県（御殿場）の3工場、「さとの雪」ブランドの豆腐を製造している会社です。2001年2月に有機JASの認定を取得して5年目になります。

■ 始まりは充填包装機器メーカーから

四国化工機は元々機械メーカーとして液体食品の充填包装機器を製造し、現在も、日本を始め世界各国の乳飲料や清涼飲料水メーカーなどに販売する世界でもトップクラスのメーカーです。この様な背景の中、充填機器製造の技術力を活かし、1973年より自社製造の充填機で豆腐を製造することとなりました。その後、原料大豆の供給から豆乳、豆腐の製造、製品の冷却に至る全工程を自動化した、全自動豆腐製造機「シコクシステム」を開発しました。

それ以来、創業33年の「さとの雪」ブランドで全国の皆様に親しまれるようになり、大豆、水、にがりだけで作られる本物の味は、豆腐の本場京都でも高い評価を得て、現在では、1日40万丁（内、有機は5万丁）の豆腐を製造する日本有数の規模

となりました。

四国化工機では「品質第一すべてに優先」の理念の元、生産部門とは完全に独立した品質保証部門を設け、生産工程の管理、製品品質の維持と向上に取り組んでおります。また、豆腐の原料は大豆とにがりというシンプルなものですが、「大豆」、「にがり」、そして「水」への徹底したこだわりを持ち、高いレベルの品質管理体制を構築して、「安全」で「安心」できる商品を追求してきました。

特に、原料大豆に関しては、全ての工場で使用する大豆を一括して調達・管理する専門の部門を有し、受け入れる前に成分やGMO検査、また実際に豆腐を作って風味や食感の検査を行って、豆腐の製造に対する適合性を判断し、合格した大豆だけを受け入れるようにしています。

■ 法規制への充実した対応

さらに、四国化工機では有機JASはもとより、法規制の遵守も重要な品質と考え、対応に努めております。

本年5月29日に「食品中に残留する農薬等の基準に係るポジティブリスト制度」が施行されましたが、早くから専門チームを編制し、対応プランに従った取り組みを行い、大豆を始めとする全ての原料について、ポジティブリスト制度への適合を確認しております。

また、本年のJAS法の改正に伴い、有機JASの再認定手続きが必要となりますが、原料や包材の管理や、製造工程の管理を見直す良い機会と考え、現在、取り組みを進めているところです。

■ 安全・安心な有機豆腐

現在、量販店などで販売されている2つまたは4つに豆腐のパックを切り分けられる商品は、四国化工機が容器の形状や製造方法を開発しました。小分けにできる便利さから、広く消費者に受け入れられるようになりました。

また、充填とうふでは15日間、木綿と絹ごしとうふでは12日間、そして、無菌充填システム

と空気や光を通さない特殊包装を用いた“有機とうふ”、「さとの雪のおいしいとうふ」や「おいしさそのまま絹とうふ」では、180 日間もの賞味期間を実現しております。

豆腐は良質なタンパク質の多い、体に良い低カロリー食品です。さらに有機加工食品として、安全で安心できる豆腐をお届けできるよう、これからも新商品の開発と徹底した品質管理を続けていきたいと思ひます。

四国化工機株式会社 鳴門食品工場
徳島県鳴門市大津町矢倉字六の越 63 番地
電話 088-685-2470 FAX088-685-2147

(四国化工機株式会社)

<http://www.shikoku-kakoki.co.jp/>

(さとの雪食品株式会社)

<http://www.satonoyuki.co.jp/>

6、 「農地・水・環境の保全向上対策」の制度導入

農水省では、2007 年度から「農地・水・環境の保全向上対策」が導入されます。

制度の仕組みは、

「共同活動への支援」→ 農地・農業用水等を地域共同で管理することに対する支援

「営農活動への支援」→ 環境保全型農業の取り組みに対する支援

の 2 つの支援を一体的に行うものです。以下、2006 年 9 月 7 日時点での制度の解説です。「先進的営農活動への支援」が、単独実施されないことが残念なところですが、環境保全活動への支援がはじまりますので紹介します。

■ 共同活動への支援

「共同活動への支援」を受けるためには 1 ～ 3 のステップを踏む必要があります

1、活動組織づくり

助成を受ける活動組織をつくるために、活動範囲と組織の構成員を決定します。

(1) 対象地域の設定

集落、集落営農、水系、(ほ場整備地区などの)事業等の単位で設定を行います。

(2) 構成員の決定

活動組織の構成員には、農業者+農業者以外の個人や団体(地域住民、自治会、JA 等)の参加が必要となります。

2、市町村との「協定」締結

協定期間は、協定締結から 5 年間です。協定の締結にさきがけて規約・活動計画づくりを行う必要があります。

(1) 規約づくり

規約に必要な事項は、活動組織の名称、目的、構成員、代表・役員の構成、活動組織内の合意・決定方法となっています。

(2) 活動計画づくり

活動計画に必要な事項は以下の 4 点です。

① 交付金の対象となる農用地面積や農業水路などの範囲の明確化

② 実施計画

国や地域協議会から提示される「活動指針」をもとに作成。

③ 構成員の役割分担

④ 資金計画(交付金の使途の明確化など)

***活動の実施後、活動内容や助成金の使途を記録に残しておく必要があります。**

3、助成金の交付（交付金は表 1 を参照）

＜表 1 支援交付金の単価＞

	都府県	北海道
水稻	4,400円/10a	3,400円/10a
畑	2,800円/10a	1,200円/10a
草地	400円/10a	200円/10a

*畑は、普通畑及び樹園地。

*助成金の交付は協定締結年度に関わらず、2011 年までとなっています。

＜より高度な取り組みに対して促進費の交付＞

地域の共同活動で、高度な資源保全活動や質の高い農村環境保全活動への取り組み、活動組織の NPO 法人化など、より高度な取り組みに対して促進費が交付されます。

促進費の交付額は、対象地区あたり 20 万円又は 40 万円が交付されます。

■ 営農活動への支援

上記の共同活動への取り組みに加え、化学肥料や化学合成農薬の大幅低減等環境保全型農業に取り組む農家に対して以下の 2 つの支援が予定されています。

「営農基礎活動支援」

以下のような取り組みに対して、1 地区当たり 20 万円の支援を受けることができます

- ・技術研修会、先進地調査・研修
- ・技術実証ほの設置
- ・土壌、生物等の調査分析

「先進的営農支援」

「一定のまとまりをもって化学肥料や化学合成農薬を原則 5 割以上低減する先進的な取り組み」に対し、取り組み面積に応じて交付金が支払われます（交付金単価については表 2 を参照）。

【表 2 10a 当たりの支援単価】

作物区分	10a 当たり単価
水稻	6,000円
麦・豆類	3,000円
いも・根菜類	6,000円
葉茎菜類	10,000円
果菜類・果実的野菜	18,000円
施設で栽培されるトマト、きゅうり、なす、ピーマン、いちご	40,000円
果樹・茶	12,000円
花き	10,000円
上記に該当しないもの	3,000円

1、支援の要件

（1）対象区域の設定

①共同活動への支援の対象地域内であること

②市町村の計画（*）などに基づき、地域として環境保全に取り組む地域であること

③原則として、集落を最小単位とすること

*「市町村の計画」とは、地域の環境保全向上の課題とともに、課題の解決に向け、環境負荷低減に向けた農業生産活動の推進方策、取り組みの目標が明記されているものです。

（2）対象区域の農業者の 8 割以上が参加して環境負荷を減らす取り組みを行うこと

対象地域の 8 割以上の農業者が、地域で選定した取り組みのうち 1 つ以上行うことが必要です（取り組みの例については以下のとおり）。

- ・たい肥の施用
- ・有機質肥料の利用
- ・生物農薬の利用 など

（3）一定のまとまりをもって化学肥料・化学合成農薬を 5 割以上低減すること

（以下の①～③の要件を満たすこと）

①化学肥料と化学合成農薬の使用の 5 割低減等に取り組むこと

②エコファーマーの認定を受けること

エコファーマーの認定期間が支援期間となっています。

③地域で一定のまとまりを持って取り組むこと（次の 2 つの要件から 1 つを満たすこと）

<要件1> 作物ごとのまとまりで判断

対象区域の生産者（販売農家）のおおむね5割以上が取り組むこと（例については表3参照）

<要件2> 作物全体でのまとまりで判断

対象区域の作付面積の2割以上かつ生産者（販売農家）の3割以上が取り組むこと（例については表4を参照）

【表3 作物ごとの要件でクリアするケース】

作物	取組農家数 (全農家数)	取組面積 (全作付面積)
水稻	3(20)	3(21)
なす	4(8)	4(9)
合計	5(20)	5(21)

○なすだけクリア
(取組農家5割)

×地域全体でクリアせず
(面積2割、農家数3割)

【表4 作物全体で要件をクリアするケース】

作物	取組農家数 (全農家数)	取組面積 (全作付面積)
水稻	5(20)	4(20)
なす	2(8)	1(5)
合計	6(20)	5(25)

○地域全体でクリア
(面積2割、農家数3割)

×作物ごとでは
農家数5割クリアせず

2、支援の手続き

(1) 活動計画の作成

活動組織は「共同活動への支援」の活動計画に加え、以下のような計画を作成します。

- ・「営農活動支援」の対象地域の位置や支援面積
- ・「先進的営農支援」を受ける生産者数やほ場面積
- ・地域で取り決めた環境負荷低減に向けた取り組みの内容及び生産者
- ・資金計画（交付金の使途や分配）

(2) 生産計画の作成

先進的取り組みを行う生産者は、作付け前に、以下のような生産計画を活動組織に提出します。

- ・基礎情報
- ・作業工程
- ・化学合成農薬を削減するための技術内容、使用農薬（農薬名、使用時期、成分回数など）
- ・土づくり・化学肥料低減のための技術内容、肥料等（名称、使用日、使用量、窒素成分量など）

*同様の項目が含まれていれば、他の生産記録の様式を用いてもよいこととします。

(3) 交付金の申請（以下、申請の流れ）

- ①取り組み終了後、生産者は生産記録を活動組織に提出。
- ②活動組織は、生産記録などから、実施結果の報告を行い、都道府県や市町村の確認を受ける。
- ③地域協議会に交付金の申請をし、交付金が活動組織へ交付（「先進的営農支援」の交付金は、農業者に対しても配分が可能）。

<参照>

農水省 HP 農地・水・環境保全対策向上のページ

http://www.maff.go.jp/nouti_mizu/index.html

パンフレット「農地・水・環境の保全向上のために」

7、 中井認証委員ヨーロッパ紀行「常識になりつつある GAP 対応」

社団法人日本フードサービス協会
事務局長兼業務部長 中井 尚

本年 10 月にフランスの農業現場を訪問する機会があった。

今回は、環境と農業を主なテーマに、生産現場と消費の実態に触れることを目的に視察を行った。特に、EU におけるフランスの農業政策や環境政策、GAP の動きやフランス固有のラベル・ルージュと国際的な基準との整合性との対応などについて、農業省はじめ関係者との意見交換に関心があった。本稿では紙数が限られるので、GAP の動向を中心に報告したい。

GAP は「適正農業規範」と邦訳されているが、農薬の適正使用、環境への負荷を低減、農産物の品質向上を目的として、農業生産を適切に実践する事項をとりまとめたものとされる。地域の気象・土壌条件等に応じて農業者が予め定めた手順・方法に沿って農作業を実施、その記録を残すというものである。通常、第三者による認証制度を伴うため、作業行程の点検・自己評価・見直しが必要だが、有機 JAS のように一律の基準に適合させるのではないという特徴がある。換言すれば、農業におけるコンプライアンスと情報開示の実践とも言える。

EU では BSE を契機とする食の安全性に対する関心の高まりの中で、民間の小売業組合が中心となって、既にユーレップギャップ (EUREPGAP) が作成・運営されている。農産物の取引に際して、ユーレップギャップ への取り組み・認証を求めるかどうかは、スーパーやレストランなど食品事業者個々の判断だが、現実にはユーレップギャップへの対応が常識となりつつある。スーパーでの小売価格も、いわゆる通常品を 1 とすると、ユーレップギャップ対応がその 10～20% 高、バイオ (有機) がさらにその 20～30% 割高という状況であった。

日本でも一部スーパーや生協による先行事例の動きがあるほか、既に NPO 法人日本 GAP 協会が設立されており、さらなる普及推進に向けて流通業界も参加した運営準備会も開催されている。今後、日本でどの程度 GAP が普及していくかは現状では予断を許さないが、JGAP 協会では生産側と消費側双方参加による運営を表明している。食の安全を求める消費者と生産者が連携のうえ、日本特有の生産環境を踏まえた取り組み易く現実的な日本版 GAP が制定・運営されることを期待したい。

以上

中井尚氏紹介

中井尚氏には、2000 年の認証制度のスタート以来、本会の認証委員を務めていただいています。社団法人日本フードサービス協会の事務局長というお立場があり、食品の流通、販売のサイドから、認証委員会にあっては、いつもの確なご意見をいただいています。(事務局)

日本フードサービス協会

(略称 J F)

外食産業界の抱える諸問題を解決し、経営基盤を確立することで、お客様の食生活の向上を目指した外食企業及び関係業界が集まり、1974 年 10 月に設立された。会員企業は、850 社、総店舗数は 64,000 店に上る

農産物の J F 基準の設定など、安全で美味しい食材 (農産物) の調達を支援する取り組みを積極的に展開する。(文責：事務局)

8、 ガ イ ド ラ イ ン の 収 入 案 概 要

事項	現行ガイドライン	関連条項	修正(案)
節減対象の化学合成農薬の考え方と表示方法	・性フェロモン剤等の誘引剤を除き、化学合成農薬はすべて節減対象 ・使用回数を対象にしていることを明示 ・5割以下の削減だけでなく「栽培期間中不使用」であっても、性フェロモン剤等の誘引剤を使用した場合はその旨を明示	・第3 特別栽培農産物及び化学合成農薬の定義 ・第4の2(3)及び(5)並びに3(8)及び(10)で定める表示方法 ・別記1例5～例10 ・別記3例3、例4	・有機農産物JAS規格で使用可能な化学合成農薬は節減対象としない ・化学合成農薬とは有効成分が化学合成されたものであることを明確に示す ・誤解のないわかりやすい表示とする →使用回数を対象とすることは自明なので省略 →「栽培期間中不使用」の場合、節減対象の化学合成農薬に関する情報であることを明示し、それ以外の農薬使用に関する表示は任意とする
節減対象でない農薬の考え方と表示方法	・すべての農薬を「栽培期間中不使用」であっても、天敵及び特定農薬を使用した場合、その旨を表示	・第3 農薬の定義 ・第4の2(2)及び3(7)で定める表示方法 ・別記1例3、例4	・天敵及び特定農薬の使用に関する表示は任意とする
化学肥料の表示方法	・窒素成分を含む化学肥料を栽培期間中に使用しなかった場合、「10割減(窒素成分)」と記載 ・「10割減(窒素成分)」であった場合でも、その他の化学肥料を使用した場合、その旨を表示	・第3 特別栽培農産物及び化学肥料の定義 ・第4の3(9)及び(11)で定める表示方法 ・別記1例1～例10 ・別記3例1～例4	・化学肥料のうち窒素成分が対象であることを明確に示す ・窒素成分以外の化学肥料の使用は不問とする ・「10割減」より自然な表現である「不使用」の用語を使用する
使用した化学合成資材の内容とセット表示欄の表示方法	・化学合成農薬及び化学肥料の使用状況の表示は、使用資材名、用途及び使用回数あるいは使用量(窒素成分量)を記載 ・店頭で確認できる場合は、インターネット等での情報提供も可能	・第4の2(6)並びに3(13)及び(14)で定める表示方法 ・別記2例1～例3	・化学肥料は窒素成分の節減が一括表示欄のみで明確に示されているので、資材名や用途の表示は不要とする ・必要に応じて情報が入手できることが重要であり、容器包装類にすべて情報が表示されている必要がないこと、インターネットの活用が情報の提供側にも受け手側にも十分普及していることから、店頭で確認できることは任意とする
農産物のうち米	・とう精された米のみを対象とする	・第3 特別栽培米、精米責任者及び精米確認者の定義 ・第4の1(3)及び4(2) ・第6の1並びに2(1)及び(2) ・別記8	・精米だけでなく玄米を対象とする場合もあり、流通形態は精米も玄米も同様であることから、精米確認者、精米確認者等の位置づけを明確にし、米全般を扱う仕組みとする
個人情報への配慮	・対象ほ場には看板等で表示することになっており、標識の参考様式に、栽培責任者及び栽培確認者の氏名、住所、連絡先を表示することを示している	・第5の3(1)で定める記載事項 ・別記4	・対象ほ場と管理記録簿等とが符合するのに必要な情報以外は任意とする